

令和8年2月27日

うきは市議会議長
江藤 芳光 様

うきは市議会 議会運営委員長
佐藤 裕宣

議会運営委員会報告書

検証に至った経緯について

市議会基本条例第26条第1項の条文「議会は一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検討するものとする。」に基づき、これからの議会の在り方や方向性の礎となるよう検証に取り組んだ。

検証の総括

議会基本条例の検証にあたって、委員間討議を中心に論議を行ったことは議会全体として、また議員個人としての活動原則の確認、共有を図る意味において大きな意義があり、地方分権が進む中、地方議会に何が求められ何ができるかを主体的に再考できる機会となった。検証内容の詳細、結果については別添のとおり、本年1月5日の全員協議会において報告を行ったところである。

検証を行う過程において、第26条（見直し手続）の第1項において定める検証の時期については、現行「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検討するものとする。」とされているが、効果的な検討を行う観点から、委員間討議の結果「議会は、議員の任期開始2年を経た後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。」と改正することで、全会一致により了承された。

よって令和8年第2回定例会において、議会基本条例の一部改正を発議するものである。

うきは市議会基本条例 検証結果報告書

令和7年1月

うきは市議会 議会運営委員会

1. 検証に至った経緯について

市議会基本条例第26条第1項の条文（議会は一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検討するものとする。）に基づき、これからの議会の在り方や方向性の礎となるよう検証に取り組んだ。

2. 検証体制について

議会運営委員会 6名

委員長	佐藤 裕宣	議員	副委員長	野鶴 修	議員
委員	岩淵 和明	議員	委員	組坂 公明	議員
委員	高松 幸茂	議員	委員	高木亜希子	議員

3. 検証の取組状況について

第1回 令和7年5月9日

検証シートを各委員に配布して、次回委員会までに各々の検証結果とその理由を記入し、それをもとに次回からの検証に入ることとした。

第2回 令和7年8月6日

12月、もしくは令和8年1月の全員協議会での報告を目途に10月、11月に委員会を開催し、11月末までには報告書をまとめる旨の今後のスケジュールを確認した。その後、それぞれ持ち寄った検証シートの結果をもとに意見を出し合い、第6条第2項までの検証を行った。

第3回 令和7年10月28日

第7条から第27条まで、全ての基本条例の検証を終了した。

第4回 令和7年11月27日

これまでの検証結果をもとに、各委員意見を出し合い報告書の作成を行った。

4. 検証の方法について

- ・検証は条文ごとに行い、達成 A、一部達成 B、未達成 C の3段階評価とした。
- ・条例改正については、「改正不要」「一部改正が必要」の評価項目を設けた。

5. 検証の結果

別紙「検証結果表」のとおり。

6. 検証結果の公表

本委員会における検証の結果については、ホームページや市議会だよりに掲載し、広く市民に周知を図る。

7. 検証の総括

議会基本条例の検証にあたって、委員間討議を中心に論議を行ったことは議会全体として、また議員個人としての活動原則の確認、共有を図る意味において大きな意義があり、地方分権が進む中、地方議会に何が求められ何ができるかを主体的に再考できる機会となった。

論議の中では、第5条第1項の「情報発信の在り方」について多くの時間が費やされた。議会だよりについては、より見やすいように改善されているものの、ホームページはまだまだ改善の余地があるのではとの意見が出された。情報発信、広報広聴の在り方については、人間的な問題から委員会制度改革も含め今後検討して行くべき大きな課題だと考える。また、第2条第3項の「政策提言、政策立案の強化」については、常任委員会等での閉会中調査が政策提言につながっていないという意見が出された。調査・研究をもとに政策提言を積極的に行っていく。そういった動きを活発化させることが、政策提言・政策立案の強化となり、市民の信頼を得ることにつながっていくのではないかと。

第26条第1項「見直し手続」の時期については、現行「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに・・・」とあるが、効果的な検討を行う観点から、委員間討議の結果「議会は、議員の任期開始2年を経た後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。」という条例改正案が委員会です承された。

議長におかれては、本委員会における検証結果を参考にいただき、本条例第26条第2項の規定に基づき、今後更なる議会改革に取り組んでいただくようお願いする。

うきは市議会基本条例検証結果

評価基準… A：十分にできている（達成度8割以上） B：概ねできている（達成度7割程度）
C：不十分である（達成度5割未満） 対象外：評価対象外（目的、基本理念等）

条文	内容	評価	評価の理由	改正の必要性
前文	<p>地方分権一括法が施行され、地方自治体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、自治体の全ての事務を自ら決定することになり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、監視権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。</p> <p>このような中であって、うきは市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、市長と緊張ある関係を保ち独立、対等の立場において、自治体の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない。</p> <p>ここに、議会は、日本国憲法及び地方自治法を遵守して、議会の基本理念及び議会活動の原則を定めるとともに、議会と市長及び市民との関係を明らかにして、市民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。</p>	対象外		無
第1条	<p>(目的)</p> <p>この条例は、議会及び議員活動の原則等を定め、議会の果たす役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民の意思を市政に反映させ、もって市民福祉の向上と公正、透明で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	対象外		
第2条	<p>(議会活動の原則)</p> <p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 公正性及び信頼性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。</p> <p>(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。</p> <p>(4) 市民本位の立場から、市政運営が適正に行われているか監視し、評価すること。</p> <p>(5) 議会運営は、市民の議会への関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。</p>	対象外		無
		B	本会議での動画配信はできているが、それ以外ではできていない。今後の検討課題である。	
		B	市民との意見交換会は毎年行っている。ただそれが政策形成に結びついているかは不明である。	
		B	SNS等での意見聴取という所も今後の検討課題である。	
		A	議員として当然の責務である。本会議・委員会での審査を通して監視、評価はできているものとする。	
		C	議会だより等で発信はしているが、議会傍聴に来る人の数は少ない。また、市議会議員選挙の投票率も下がる一方である。	
第3条	<p>(議員活動の原則)</p> <p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p> <p>(4) 議員は、市から補助、助成又は委託等を受けている団体の代表者（これに準ずる者を含む。）に就任してはならない。ただし、議員就任時にその職にある場合は、その任期をもって当該代表者を退任しなければならない。</p> <p>(5) 議員は、市から補助、助成又は委託等を受けた団体の事業の経営に介入してはならない。</p>	対象外		無
		A	委員会、全員協議会で自由に発言でき、最終的には本会議で討論も行っている。	
		B	各議員がしっかり議会活動を行えているか、個々の議員で差は有ると思うが、全体で見ると十分達しているとはいえないのではないか。	
		B		
		A	該当する議員はなし。	
		A	該当する議員はなし。	

評価基準… A：十分にできている（達成度8割以上） B：概ねできている（達成度7割程度）
C：不十分である（達成度5割未満） 対象外：評価対象外（目的、基本理念等）

条文	内容	評価	評価の理由	改正の必要性
第4条	(会派) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	対象外		
	2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	対象外		
第5条	(市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。	B	取組は行っているが、まだまだ改善すべき点が多い。	無
	2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会（以下「委員会等」という。）を原則公開とし、透明性を確保する。	A	確保されている。	
	3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、その審査において提案者から発言の申出があったときは、意見を聴く機会を設けるものとする。	A	実施できている。	
	4 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2の規定による専門的知見を十分に活用して、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	C	専門家の知見を活用したことはない。今後はそういったことも取り入れて行くべきである。	
第6条	(情報及び意見の交換) 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民との情報及び意見交換を行うものとする。	B	意見交換会は毎年実施しているが、十分とはいえない。市民からの要望を受けて実施することも今後検討すべき。	無
	2 情報及び意見の交換の実施に関する事項は、議長が別に定める。	対象外		
第7条	(情報の提供と議会広報の充実) 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に周知するよう努めるものとする。	B	ある程度はできているが、ホームページ等でできていないところもある。	無
	2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	B		
	3 議会は、会議録及び委員会等の会議記録の公開に努めるものとする。	B	委員会の会議録については全て公開されていない。	
第8条	(個人情報保護と情報公開) 議会は、個人の権利や利益が侵されることがないように、その保有する個人情報の保護を適正に行わなければならない。	A	当然守られるべきであり、現状適切に取り扱われている。	無
	2 議会は、情報公開請求の基本的事項については、うきは市情報公開条例(平成17年うきは市条例第8号)に定めるところによる。	A		
第9条	(市長等と議会及び議員の関係) 議会審議における議員と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。	A	緊張関係は保持されているものとする。	無
	2 本会議及び委員会等における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式により行う。	A	質疑内容の優劣等、各自の問題は有るが議会のルールとしては守られている。	
第10条	(市長等の反問権) 議長から本会議及び委員会等への出席を要求された市長等は、前条第2項に規定する議員からの質問、質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	A	反問権はこれを認め、適宜行われているが反問中の時間の関係等、運用に関するルールについては定めるべきで今後の検討課題と考える。	無
第11条	(監視及び評価) 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。	A	事務の執行に関しては監視できている。	無
	2 議会は、本会議における審議、決算の認定等を通じて、市長等の事務の執行について、評価を明らかにする責務を有する。	B	評価を十分に行っているとはいえない。	

評価基準… A:十分にできている(達成度8割以上) B:概ねできている(達成度7割程度)
C:不十分である(達成度5割未満) 対象外:評価対象外(目的、基本理念等)

条文	内容	評価	評価の理由	改正の必要性
第12条	(市長等による政策等の形成過程の説明) 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市総合計画との整合性 (5) 関係する法令及び条例等 (6) 政策等の実施に係わる財源措置 (7) 政策等の維持管理を含めた将来のコスト計算	A	各号について適切に説明を求められている。	無
	2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。	B	各議員においては努めることができているが、議会全体の政策評価につなげることはできていない。	
第13条	(予算及び決算における資料の作成) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別に分かりやすい施策説明資料の作成に努めるよう求める。	A	十分にできている。うきは市のように充実した成果表はよそにはないと思う。	無
第14条	(地方自治法第96条第2項の議決事件) 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、市政の重要な計画等について、議会と執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。 (1) 基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定、変更に関すること。 前号に掲げるもののほか、市の政策及び施策その他これらに類する計画(計画期間が5年未満のものを除く。)の策定及び変更(軽微なものを除く。)に関すること。 (2) 市が、他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの	A	適切に議案として提案され、議論した後議決されている。	無
第15条	(自由討議による合意形成) 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めなければならない。	A	全員協議会の場で行われており、議会だより等で市民への説明はなされているが、やり方については整理が必要。今後の検討課題。	無
	2 議会は、市長提出議案、議員提出議案、委員会提出議案及び市民提案等に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を果たさなければならない。	A		
	3 議員は、前2項の規定による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。	A		
第16条	(委員会の活動) 委員会審査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開しながら、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	A	実現できている。	無
	2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告書を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。	A		
	3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するよう努めるものとする。	A		
第17条	(議会の機能強化) 議会は、社会経済情勢等により、新たに生じる行政課題に迅速かつ確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	A	生活基盤特別委員会を設置し議論を進めるなど、十分にできている。	無
	2 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。	A	強化には努めている。	

評価基準… A：十分にできている（達成度8割以上） B：概ねできている（達成度7割程度）
C：不十分である（達成度5割未満） 対象外：評価対象外（目的、基本理念等）

条文	内容	評価	評価の理由	改正の必要性
第18条	(議員研修の充実強化) 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めなければならない。	B	議会全体の資質を高める研修を、予算計上も含めたところで今後の検討課題としたらどうか。	無
	2 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の施策の事例等を調査研究するよう努めなければならない。	A	委員会視察等を通じて各自努力している。	
	3 議員は、調査研究及び研修終了後、議長又は委員長求めに応じ、調査及び研修の報告書等を提出しなければならない。	A	報告は適切に行われている。	
第19条	(議会図書室) 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効利用を図るものとする。	B	活用については十分とはいえない。	無
	2 議会図書室は、議会事務局が適切な管理に努めるものとする。	A	適切な管理は行われている。	
	3 議会図書室の利用規程は、議長が別に定める。	対象外		
第20条	(議会事務局の体制強化) 議会は、議会の政策能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。	B	より活発な議会活動、機能強化のため、今後議会事務局職員の増員を求めたい。	無
	2 議会は、議員の政策立案機能の強化に資するため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努めなければならない。	A	十分努められている。	
第21条	(議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する等、市民に疑惑を招くような行動をしてはならない。	B	一部問題となるような行動をとった議員がいた。A評価とはいえない。	無
	2 議員の政治活動及び職務遂行においては、廉潔及び公正を確保するための基本的事項について、うきは市政治倫理条例(平成17年うきは市条例第7号)を規範として行動しなければならない。	B		
	3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。	A	検証する場は設けている。そこで責任についても明確に示してきた。	
	4 前項において、議長は必要に応じて議会内に検証する場を設けることができる。	B	設けられているが、第三者を検証の場に加えることも検討の余地がある。	
第22条	(議員定数) 議員定数は、行財政改革の視点にとどまらず、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。	A	6月議会で提案され審議された内容で満たされるものとする。第2項・3項についても同様。	無
	2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。	A		
	3 議員定数の条例改正議案を、委員会又は議員が提出するときは、明確な改正の理由を付して、提案するものとする。	A		
第23条	(議員報酬) 議員報酬は、行財政改革の視点及び他市との比較検討にとどまらず、市財政の現状及び将来の財政支出の予測を考慮するとともに、うきは市特別職報酬等審議会の答申及び公聴会制度等を十分活用するものとする。	A	最終的には報酬等審議会の結論を尊重するため、評価は十分できるものとする。	無
	2 議員報酬の条例改正議案を、委員会又は議員から提出するときは、明確な改正の理由を付して、提案するものとする。	A	提出される場合は、当然に明確な理由を付すべき。	
第24条	(最高規範性) この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反して議会に関する条例、規則、規程等(以下「議会関係条例等」という。)を制定してはならない。	A	そのようなこと(制定)はしていない。	無

評価基準… A：十分にできている（達成度8割以上） B：概ねできている（達成度7割程度）
 C：不十分である（達成度5割未満） 対象外：評価対象外（目的、基本理念等）

条文	内容	評価	評価の理由	改正の必要性
第25条	(議会及び議員の責務) 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。	B	議員就任後、研修は行われているが内容が充実しているとはいえない。条例等の説明だけではなく現存する課題等についても研修を行うべきではないか。今後の検討課題である。	無
	2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。	A	実施している。	
第26条	(見直し手続) 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検討するものとする。	B	第1項の「任期開始後できるだけ速やかに」という文言は無理がある。改正が必要。	有
	2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。	A	議会改革特別委員会を通して実施されている。	
	3 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について、検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。	A	議会改革特別委員会を通して実施されている。	
	4 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	A	議会改革特別委員会を通して実施されている。	
第27条	(委任) この条例に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。	対象外		